

第 11 回 経済の自由 (2)

今回も、前回に引き続き、経済的自由権について考えます。今回は、職業選択の自由(22条 1 項後段)を取り上げます。

4. 職業選択の自由

- ・ 22 条 1 項後段が保障する職業選択の自由には、どのような職業に従事するかを選択する自由のみならず、自分が選択した職業を遂行する自由も含まれる(小売商業調整特措法事件最高裁判決(最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 卷 9 号 586 頁))。
- ・ 最高裁判所は、職業の意義について、「人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、……これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものである」と判示している(薬事法事件最高裁判決(最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁))。
- ・ 公共の安全や秩序を維持し、国民の生命や健康に対する危険を防止するために課される規制に対しては、裁判所は、規制の必要性及び合理性を立法事実に基づいて判断しそれらがない場合、または同じ目的を達成できるより緩やかな規制手段が存在する場合に、違憲と判断する。一方、社会・経済全体の均衡のとれた調和的發展を確保し、社会的・経済的弱者を保護するためになされる規制に対しては、裁判所は、規制が著しく不合理であることが明白な場合のみ、違憲とする。
- ・ 最高裁判所は、小売商業調整特措法事件判決や薬事法事件判決によって、このように規制目的に応じて違憲審査基準を変えているが、近時では、このような二分論を厳格に採用していない判例も出されている(公衆浴場法事件判決(最判平成元年 3 月 7 日判時 1308 号 111 頁)、酒類販売免許制事件判決(最判平成 4 年 12 月 15 日民集 46 卷 9 号 2829 頁))。

今回の講義の復習として、教科書の6.2.1～6.2.4(144-154 頁)を読んでおきましょう。  
次回は、人身の自由について考えることにします。

Q11 日本国憲法に規定する職業選択の自由についての最高裁判所の判例に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 酒税法が酒類販売業について免許制を採用したことは、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のために、その必要性和合理性があったというべきであるが、社会経済状態にも大きな変動があった今日においては、このような制度をなお維持すべき必要性和合理性があるとはいえず、憲法に違反するとした。
2. 京都府風俗案内所の規制に関する条例が、青少年が多く利用する施設又は周辺の環境に特に配慮が必要とされる施設の敷地から一定の範囲内における風俗案内所の営業を禁止し、これを刑罰をもって担保するといった強力な職業の自由の制限措置をとることは、目的と手段の均衡を著しく失するものであって、合理的な裁量の範囲を超え、憲法に違反するとした。
3. 薬事法の薬局の開設等の許可における適正配置規制は、実質的には職業選択の自由に対する大きな制約的効果を有するものであり、設置場所の制限が存在しない場合に一部地域において業者間に過当競争が生じ、不良医薬品の供給の危険が発生する可能性があるとするのは、単なる観念上の想定にすぎず、必要かつ合理的な規制とはいえないため、憲法に違反するとした。
4. 司法書士及び公共嘱託登記司法書士協会以外の者が、他人の嘱託を受けて、登記に関する手続について代理する業務及び登記申請書類を作成する業務を行うことを禁止し、これに違反した者を処罰することにした司法書士法の規定は、登記制度が国民の社会生活上の利益に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、公共の福祉に合致しない不合理なものとして、憲法に違反するとした。
5. 小売商業調整特別措置法が小売市場を許可規制の対象としているのは、国が社会経済の調和的発展を企図するという観点から中小企業保護政策の一方策としてとった措置とすることができるが、その規制の手段・態様において、著しく不合理であることが明白であると認められることから、憲法に違反するとした。

(東京都特別区職員採用試験 2022 年度 1 類試験)